

第2章 フランス

1. 探偵業界の現状

(1)探偵の定義

フランスにおける探偵 (agents de recherches privées) の定義は、2003年3月18日の国内治安に関する法律²によって改正された1983年7月12日の安全確保のための私的業務に関する法律³ (改正1983年法) 第20条において、以下のように規定されている。尚、改正1983年法はセキュリティ産業全般に関する法律であり、第1章で警備業を、第2章で探偵業を規定している。

フランス Law No. 83-629 of 12 July 1983における探偵の定義

第二章 私的調査の活動 第20条 身分又は目的を明らかにしない場合を含め、第三者の利益を保護する目的をもって情報を収集し当該第三者に提供する自由な職務については、この章の規定を適用する。
(原文) Titre II : Des activités des agences de recherches privées. Article 20 Est soumise aux dispositions du présent titre la profession libérale qui consiste, pour une personne, à recueillir, même sans faire état de sa qualité ni révéler l'objet de sa mission, des informations ou renseignements destinés à des tiers, en vue de la défense de leurs intérêts.

出所：Loi No. 83-629 du 12 juillet 1983 第20条

法律における定義は幅広く、いわゆる探偵だけに限定されたものではない。イギリスの警備業法にあるような除外規定も設定されていない。所管官庁である内務省でも、第20条の定義は、探偵だけではなく、調査業やコンサルタント、技術アナリスト等も含まれると解釈しているとのことである。

(2)探偵事業者数

探偵事業者数、探偵数に関する正確な統計は現在のところない。また、探偵事業者数と探偵数とは明確に区別されていないことが多い。

探偵の代表的な職業組合である Syndicat National des Agents de Recherches

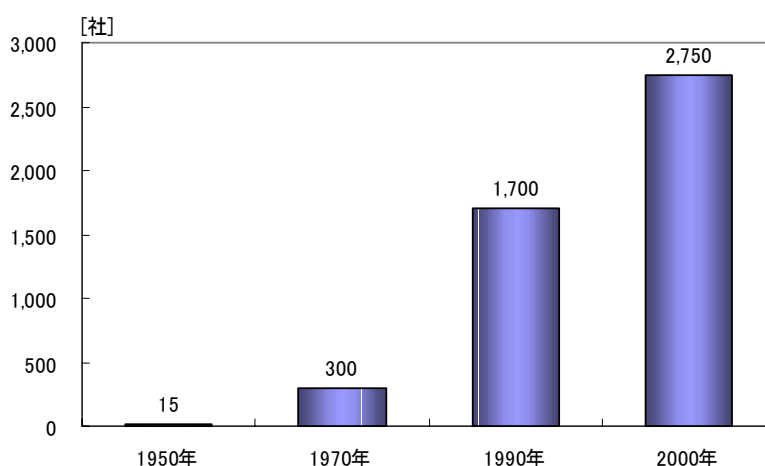
² Loi No.2003-239 de 18 mars pour la sécurité intérieure

³ Loi No.83-629 du 12 juillet 1983, Loi réglementant les activités privées de sécurité

Privées (S.N.A.R.P.) によれば、フランス国内の探偵数は一般に約 3,000 社・人と
言われることが多いとされている。しかし、実際にビジネスとして探偵業務を行っ
ている業者はこれよりも少なく 500 社以下であると考えられている。というのも、約
3000 社・人とされている中には探偵事業者だけではなく、被雇用者としての探偵も
含まれている。また、探偵を名乗るだけで実際には業務を行っていない者や違法な調
査活動を行っている悪徳探偵等の全てを含んだ数値となっているからである。

その他に探偵事業者数に関して行われている推計として、探偵の教育訓練機関であ
る l'Institut de Formation des Agents de Recherches(IFAR)が行ったものがある。
IFAR によれば、近年探偵事業者数は増加しており、2000 年時点では 2,750 社に達
しているとしている。S.N.A.R.P.等の数字とは大きく異なることに注意する必要があ
るが、近年、業者数が増加している傾向を読み取ることができる。

フランス探偵事業者数の推移



出所：IFAR (<http://www.ifarinfo.com/fr/preambule.htm>) 資料

業界に関する正確な統計がこれまで存在してこなかったことを問題視している
S.N.A.R.P.では、現在、探偵数や探偵事業者数等に関する市場調査の取り組みを進め
ている。

調査は以下のようなステップで行われている。まず、探偵と名乗っている者を電話
帳からリストアップし、これを各県に設置された地方長官庁 (préfecture) に登録さ
れた探偵リストと照合する。次いで、税や社会保障に関する登録内容とも照合するこ
とにより、実際に探偵を生業としている者の数を把握する。調査は続行中であり、結
果はまだ得られていない。

今後、修正 1983 年法が完全施行され探偵の認可制・資格制が導入されたならば、

探偵事業者数・探偵数を正確に把握することは容易になるものと考えられている。その場合、違法な探偵事業者等が排除されることから、現在、探偵数として利用されることの多い約 3000 社・人という数字よりも大幅に減少するものと予想されている。

フランスにおける探偵事業者の規模は小さく個人事業として行われていることが多い。従業員がいても一人や二人という規模である。これら小規模な探偵事業者では、顧客の要望に応じてどんな調査にも対応できるようにしている。また、事案に応じて、必要となる専門知識や技能を持った外部の探偵と協力して調査を進めている。インタビュー調査を行った ABAC 社でも常時 10 名くらいの外部の探偵と協力しているとのことである。

大規模な探偵事業者は保険調査や財務調査に特化しているところが多い。代表的な大規模事業者には、Cabinet Martin 社（調査全般）、POUEY 社（債務者の発見に特化）、ALFA 社（保険詐欺調査に特化）、ABBIS 社等がある。

Cabinet Martin社（www.cabinetmartin.com） Pouey社(www.pouey-international.fr)



ALFA社（www.alfa.asso.fr）



ABBIS社（www.abbis-investigations.com）



探偵事業者同士が協力して調査を行うことも多い。例えば、自社の拠点が無い地域

の調査を別の探偵事業者に依頼するといったことが行われている。

業者間の協力はフランス国内に留まらず、欧州諸国や北米、アジア等の探偵事業者と連携した調査も行われている。

(3)探偵数

探偵数に関する統計はない。また、推計等においても探偵事業者数と探偵数とは明確に区別されていないことが多い。

探偵として開業する場合には、これまでも Décret No.81-1086 du 8 décembre 1981 に基づき、本社が所在する県の地方長官庁への届出が必要であった。しかし、この届出制は、教育訓練や職業資格も必要とされておらず、税や社会保障に関する登録の確認要件等もなかったため、誰でもが簡単に探偵と名乗ることができた。

業界団体 S.N.A.R.P.によると、2003 年末現在、地方長官庁に登録されている探偵は 4000 人弱存在していると言われている。しかしながら、登録後に廃業や死亡、移住しても登録抹消手続きが行われることは稀であり、また、他に職業を持っている者も多いと考えられることなどから、実数はこれよりもはるかに少ないものと考えられている。

探偵の多くは元警察官や元憲兵隊員、元軍人であり、全体の約 30～50%を占めている。元警察官、元憲兵隊員の探偵は、クレジットカード会社や銀行、保険会社を顧客としていることが多い。その主な理由は、保険詐欺等の調査を行う上で必要となる警察のデータに、前職の人脈を活かしてインフォーマルな形でアクセスできるからである。元警察官等以外の探偵が、警察の情報にアクセスすることは難しいことから、保険詐欺の調査等を行う場合には元警察官である探偵と連携しなければならない。

その他、フランス国家憲兵隊テロ部隊（GIGN : Groupe D'Intervention De La Gendarmerie Nationale）の退職者が探偵として雇われることもある。GIGN 隊員は肉体的にハードな仕事が行えることや、数カ国語の言語が操れるといった特長がある。

(4)市場規模

フランス国内の探偵業の市場規模に関する統計等はなく、実態は不明である。

大規模な探偵事業者である Cabinet Martin 社（従業員探偵 10～20 名）の年間売上高は 80 万ユーロ、フランス国内の平均的規模の探偵事業者 ABAC 社（従業員探偵 2 名）の年間売上高は 45.7 万ユーロである。

(5)業界団体

探偵を代表する職業組合が、複数、結成されている。最も代表的なものは全仏私的調査業組合 Syndicat National des Agents de Recherches Privées (S.N.A.R.P.) である。1960 年に設立された最も古い探偵業組合である Le Conseil National des Agents de Recherche Privées と探偵業協会 France-Détectives とが 2004 年に合併し、S.N.A.R.P.となった。その他にも小規模な組合がいくつか存在している。

フランスの主な探偵業業界団体

- Syndicat National des Agents de Recherches Privées (S.N.A.R.P.)
- Les Détectives Européens (L.D.E.)
- Conseil National Supérieur Professionnel des Agents de Recherches Privées (CNSP-ARP - The National regulatory body of the private investigators www.cnsp.org)
- Ordre Conventionnel des Détectives Français (www.ordre-des-detectives.org)
- Commission Interprofessionnel des Agents de Recherche Privées (CIAR - www.detectiveinfo.com)
- Organisation des Détectives Professionnels (ODP)
- Groupement Régional des Agents de Recherches (GRAR)
- Office National des Détectives (OND)

Syndicat National des Agents de Recherches Privées(S.N.A.R.P.)

<http://www.snarp.org/>

フランスを代表する探偵職業組合である S.N.A.R.P.には、探偵事業者の経営者約 150 名と被雇用者である探偵約 20 人が会員として登録している。会員資格は事業者ではなく個人に対して与えられている。

1)入会資格

S.N.A.R.P.への入会資格は、以下の通りである。

- 2 年以上の探偵としての実務経験があること
- 探偵業が主要な業務であること
- 探偵として実際に業務を実施していること
- 申請書に記載した住所に現に居住していること

入会審査は以下のように行われる。

まず、入会希望者が上記要件を満たしているかどうかを確認される。記載住所に

居住しているかどうかを確認する際には、行政機関への問い合わせも行われている。要件を満たしていることが確認されると、S.N.A.R.P.の会員向け Web サイトに入会希望者に関する情報が掲載される。掲載後、既存会員から異議がなければ加入が認められる。

S.N.A.R.P.では、会員に対して兼業をしないよう求めている。特に警備業、ボディーガード業、現金輸送業との兼業は組合の規定により禁止している。

2)会費

探偵事業者の経営者の会費は、事務所単位で設定されており、主たる事務所に150ユーロ、それ以外の事務所については、1箇所あたり100ユーロとなっている。被雇用者である探偵の会費は一人50ユーロである。

3)活動内容

S.N.A.R.P.の主な活動は、フランスの探偵業界を代表したロビー活動である。現在は、改正1983年法に基づき制定作業が進められているデクレに関連して、規制のあり方や施行方法等について法執行機関と協議を行っている。

また、職業倫理規定 (Code de Déontology) を制定している。規定の主な例としては、「探偵は委託者の本人確認を行わなければならない、確認が行えない人物からの依頼を受けてはならない。(第59条)」、「利益相反する顧客からの依頼を当該年及び以後4年間受けてはならない。反倫理的、違法な、国益に反する目的を隠しもった調査依頼を受けてはならない。(第62条)」、「探偵は合意した予算の枠内で活用可能な全ての手法を使用して目的達成を図らなければならない。(第77条)」等がある。なお、職業倫理規定は、改正1983年法に基づくデクレが制定された後に、見直されることが予定されている。

その他、会員データベースの作成、行政機関への申請書や契約書⁴等の雛形の提供、身分証⁵の発行、会員への業界動向に関する情報提供等を行っている。会員データベースは、国内で唯一の探偵のデータベースであり、個々の探偵の業務内容、住所等の連絡先、S.N.A.R.P.の会費の支払い状況等が登録されている。

⁴ S.N.A.R.P.標準契約書 http://www.snarp.org/rep1/contrat_mission.pdf

⁵探偵の公式の身分証カードは存在しないが、いくつかの団体が刑法144条2項(公的書類と誤認させるようなIDカード発行を禁じている)に反しない範囲でIDカードを発行している。S.N.A.R.P.では国民カードと同じ様式のIDカードを発行している。ナンバーの入った顔写真が挿入され、偽造対策が行われている。IDカードは1年毎の更新となる。

2. 探偵の業務内容

(1)業務内容

フランスの探偵が行っている業務において、企業向けのサービスが多くを占めており、個人向けのサービスは減少傾向にある。

大規模な探偵事業者では保険詐欺に関する調査や財務調査等の企業向けの調査に特化しているところが多い。規模の小さな探偵事業者は顧客の要望に応じて様々な調査を行っている。また、一般に探偵事業者の得意な業務内容は、経営者の経歴（元警察官、元憲兵隊員、元会社員等）により異なっている。

企業向けに行われている主な業務内容には以下のようなものである。

社内犯罪（社内盗難や情報流出等）に関する調査
信用調査（個人の支払能力調査）
人事・採用時（重要ポストの採用候補者等）の身辺調査
債務者の発見
保険詐欺に関する調査（保険会社を顧客とするもの）

近年、フランスでは社内犯罪に関する調査が多くなってきている。その背景にはフランス人の愛社精神が薄れ社内犯罪が増加していることがある。社内犯罪調査を行う際には、顧客企業の信頼できる社員と合意の上で、内密に調査員として協力してもらうケースもある。このような調査手法は潜水艦（Sous-marins）と呼ばれており、協力してもらう社員には報酬を支払っている。調査結果は裁判における証拠書類として利用されるため、合法的に情報収集を行うこと、情報に間違いがないことが重要である。こうした調査は弁護士を通じて依頼されるケースが多い。

その他、稀に警察や裁判所からの依頼を受けることもある。しかしその内容は所在の確認等の補助的な性格のものに留まる。

個人向け調査は少なく、近年減少してきている。その要因としては、調査費用が高いことや以前よりも簡単に離婚するようになるなど離婚の仕方が変わってきていること等が挙げられる。高額な慰謝料が見込める時などを除くと、個人から調査の依頼が行われることは稀である。

個人向けに行っている主な業務は以下の通りである。

離婚に伴う情報収集
養育費を支払わなくなった相手の捜索
結婚前の身元調査

離婚に伴う情報収集などは弁護士により依頼されることが多い。フランスでは 30 年前まで浮気は姦通罪として刑法で罰せられていた⁶。法律改正後も不貞行為等による有責離婚という類型が残っており、慰謝料を請求する上で浮気の証拠を揃えることが有利になることから、調査依頼がなされることがある。

(2)料金体系

料金に関する基準はなく、個々に自由に設定することができる。

料金は、調査期間や調査の難しさ、実行方法等により異なるが、基本的には時間単位の従量制で算定される。夜間や週末の場合には追加料金が設定される。また、経験を積んだ探偵の場合には、より少ない時間で目的を達成することができることもあり、時間単価は高く設定される。その他、調査実施地がパリであるのか地方であるのかによっても時間単価は変動する。

これに移動距離に応じたマイレージ料金、交通費・通信費等の必要経費が加算される。その他に着手金等が必要である。また、報告書にビデオや写真を加えることを要望すると、特別料金が必要となる場合もある。

通常、課金対象となる時間や移動距離は、探偵が事務所を出発してから戻ってくるまでにより計算される。

料金設定の例

《Cabinet Martin 社》	
1)着手金	30 ユーロ
2)事案検討費用	45 ユーロ
3)時間単価	100 ~ 200 ユーロ / 時間
4)移動費用	0.63 ユーロ / km
《ABAC 社》	
1)着手金	160 ユーロ

⁶ 1975 年 7 月 11 日法により姦通罪が廃止されている。

2)時間単価	
平日 6:00 ~ 21:00	95 ユーロ
平日夜間 (21:00 ~ 6:00) 又は週末 (土日祝)	+50%の追加料金
3)移動費用	1.50 ユーロ / km
4)写真又はビデオ付きの報告書	500 ユーロ

(注)上記は単価が定まっている項目であり、これ以外にも必要経費等の費用が必要である。

資料：各社へのインタビュー調査より作成

料金の見積りは調査開始前に顧客に提示される。10 時間の監視といった単純な内容であれば、時間単価 × 10 時間といった形で費用が算出される。複雑な内容の場合には、過去の経験に基づき費用が算定される。例えば、ABAC 社の場合、人を探す調査であれば大体 500 ~ 1000 ユーロ程度と想定している。

通常、料金は前払いとなっている。顧客は調査費用総額の 50 ~ 90% 程度を調査着手前に支払い、調査報告書を受け取る前には残りの支払いを全て済ませることが求められる。前払いとしている理由は、後払いであると顧客が調査結果に満足できないなどと料金を支払わない恐れがあるためである。ただ実際には、サービス業として顧客が不満足となる状況は望ましくないため、料金を割り引くなどの対応が行われている。多くの場合、探偵への調査依頼は口コミを通じて得ることが多く、顧客の満足度が高ければ紹介により顧客が増えることが期待できる。

その他に、前払いにより顧客の信用をチェックできる効果がある。探偵に悪徳探偵がいるように、顧客にも悪質な者がいるため、信用をチェックすることは重要なポイントである。さらに、顧客の身元を確認する意味合いから現金での支払いを拒否している探偵事業者もある。

(3)契約

本調査でインタビューを行った探偵事業者 2 社における契約プロセスは、ほぼ同一であった。

まず、探偵事務所において依頼者と対面で調査に関する相談を行うことから始まる。対面相談は通常 1 時間程度で行われ、調査の実行可能性や方向性について検討する。あわせて、依頼者が信頼できる者かどうかの判断も行っている。中には家族や社員への恨みに基づく調査依頼等を行う者もあるからである。一定の道德倫理にそぐわない調査である場合には調査を引き受けていない。

対面相談を通じて、信頼できる依頼者であると判断でき、調査内容が自社で対応可能な場合には、調査方法と見積額の提示を行う。調査方法・料金について依頼者と合意が得られたならば、契約を取り交わす。

契約書は、S.N.A.R.P.が提供する標準契約フォーマットをもとにして各社がカスタマイズして作成している。契約書に金銭的な条件を記述しておくことにより、顧客との間での金銭トラブルを予防している。また、契約締結後の調査取消ができないこと、支払われた料金は結果がどうであれ、一切返還しない旨を規定している。

また、Cabinet Martin 社では、契約書において、調査終了後に調査に関する全ての情報を同社が破棄する旨の合意も行っている。

(4)探偵に対する教育訓練の状況

探偵の教育訓練に関する法的義務は現在のところないが、改正 1983 年法による探偵の資格制度導入に伴って、教育訓練の義務づけがなされる方向性にある。

教育訓練に関する取り組みは、業界でも既に行われている。1994 年 1 月 24 日に探偵業団体と探偵業組合との間で教育訓練コースを確立していくことが合意され、1996 年に探偵の教育訓練を担う団体 l'Institut de Formation des Agents de Recherches (IFAR - www.ifarinfo.com)が設立された。IFAR は職業資格委員会 (Commision Nationale de la Certification Professionnelle - www.cncp.gouv.fr)に認定された機関であり、職業資格”Le Title de Détective, agent de recherches privées”を発行している。

IFAR の教育訓練は、IFAR における 700 時間の教育訓練と探偵事業者での 500 時間の教育訓練とによって構成される。費用は年間 3,773 ユーロである。

IFARでの700時間の教育訓練内容

内容	時間
基礎分野	
探偵の役割と状況	14 時間
法 (民法、刑法、商法)	140 時間
企業の会計と経営	7 時間
マーケティング	14 時間
心理学の応用、インタビュー技術	35 時間
モルフォロジー (言語表現、非言語表現)	35 時間
コンピュータデータベース	21 時間
専門分野	
トポグラフィ	21 時間
フォトグラフィ	35 時間

尾行、監視、人相書き	49 時間
報告書作成	21 時間
証拠、証言	14 時間
和解確認書、督促	7 時間
現行犯、警察、武器	14 時間
調査技術	105 時間
経済スパイ	84 時間
麻薬、犯罪、保護	21 時間
証明（説得）	35 時間
行政文書	21 時間
職業上の守秘	7 時間

出所：IFAR

その他にムラン大学の生涯教育センター（Centre de formation permanente de l'Universitaire de Melun）によるものがある。夜間講座として行われ、修了証が授与されるが、現在のところ職業資格とは認められていない。

しかしながら、IFAR やムラン大学の教育を受けたとしても、探偵事務所に探偵として採用されることは難しく、この業界では失業者が多くなっている。

(5)探偵の違法行為、トラブル内容

全般的にトラブルや苦情の件数は増えてきている。その背景には、プライバシーや肖像権に対する個人の意識が高まっていることが挙げられる。例えば、尾行は違法行為ではないのだが、警察に通報されることが多くなっている。

また、年に数回、探偵による大きな違法行為が発生している。例えば、アクセスが許可されていないファイルに不正にアクセスし、電話番号を入手したという事件があった。個人情報の流出に関しては警察官が関わっていることも多く、警察による内部調査の結果、探偵が違法な方法で情報を取得していたことが明らかになる場合もある。

現在、業界で問題となっているのは、経験もなく腕力だけが頼りのいわゆる“私立探偵”（Cow-boys や neighborhood rambos 等と呼ばれる）である。法律を無視した調査を行ったり、地方長官庁への登録をせずに新聞や電話帳等で広告を行ったりしている。また、実在しない資格（離婚専門等）を喧伝する探偵が存在するという問題もある。

最近、報道された事件として、パリ・ロワッシー空港の荷物係として働くアルジェリア系フランス人がテロリストとして逮捕されるよう工作した探偵が逮捕されるも

のがあった。荷物係の義理の家族に雇われたこの探偵は、荷物係の車のトランクの中に、プラスチック爆弾やダイナマイト等を密かに入れ、警察に通報し、逮捕させた。義理の家族は、荷物係の妻である娘が火事で死亡したことに納得せず、恨みをはらすために探偵を雇ったとのことである。また、逮捕された探偵は、元外人部隊の軍人ではあるが、届出等を行った正式な探偵ではなかった。探偵に関する夜間講座に通ったことはあるものの修了しておらず、職業資格も持っていない。いわゆる「自称探偵」であったが、マスコミではこの男を「探偵」として報道したため、社会における探偵のイメージが損なわれている。探偵の認可制・資格制が導入され、このような自称探偵と正式な探偵とが容易に区別できるようになることによって、探偵に対する誤ったイメージが解消していくことが期待されている。

その他に、レユニオン海外県（Réunion）で探偵となった元憲兵隊員がマダガスカルで2人の少女を誘拐するという事件が2003年1月に発生している。

3 . 探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況

(1)探偵業関連法令

1983年7月12日の安全確保のための私的活動に関する法律⁷が2003年3月18日の国内治安に関する法律⁸(通称サルコジ法)により修正され(改正1983年法)、従来の警備業に関する規定に加え、民間調査業に関する規定が第2章に加えられた。

探偵業に関する法改正は、2001年9月11日の同時多発テロによるセキュリティへの世界的な意識の高まりと、他のEU諸国における探偵業法制定の動向にあわせて行われた。もっとも、同時多発テロ以前から、複数の政府機関から法改正の提案はなされていた。また、業界からもこれまでの規制は不十分であり、悪質な業者を排除することができないとして規制強化が望まれていた。

探偵業に対する最初の法規制はLoi No.891 du 28 Septembre 1942によるものである。同法はLoi No.80-1058 du 23 Décembre 1980により修正された(同法はサルコジ法により廃止されている)。この法律に対応したデクレ(Décret No. 81-1086 du 8 Décembre 1981)によって、探偵事業者の届出制度が導入された。

先述の改正1983年法では、この届出制度に代わり探偵業の許可制度、探偵の認可制度、資格制度の導入が定められた。改正1983年法に関しては、探偵の認可の交付方法と資格の要件を定めるデクレが制定されていないものの、それ以外の部分については、既に施行されている。

業界では、改正1983年法により、自称探偵等の悪質な探偵事業者が排除され、社会的なイメージが向上することが期待されている。

フランスの探偵業関連法

・ Loi No.83-629 du 12 Juillet 1983

(2)探偵業及び探偵にかかる規制

これまで探偵業に対しては、Décret No. 81-1086 of 8 Décembre 1981による地方長官庁(préfecture)⁹への届出制が適用されていた。届出制の概要は以下の通りである。

探偵事業者として開業する経営者は、本社の所在する県の地方長官庁に開業の届出を行う必要があった。届出に際しては、本社の住所、雇用する探偵の名簿等を提出し

⁷ Loi No.83-629 du 12 Juillet 1983

⁸ Loi No.2003-239 de 18 mars 2003

⁹ 各県(département)の中心都市に設置されている。国の出先機関としての位置づけである。

なければならない。届出を行うと県から届出番号の入った届出済証が発行される。届出時の情報に変更が生じた場合には、2ヶ月以内に地方長官庁に通知しなければならない。

届出制のもとでは、フランス人であれば届出さえ行えば誰でも探偵と名乗ることができた（住所の確認程度は警察により行われていた）。

改正1983年法の成立に伴い、探偵事業者の届出制は許可制に変わるとともに、探偵の認可制度、資格制度が導入されている。

以下、改正1983年法による規制を概観する。

探偵（個人）の認可

1) 探偵事業者の長としての認可

探偵業を行う前提として、個人事業者であれ、法人役員であれ、個人としての認可（agrément）を取得する必要がある（第22条）。

認可を取得するための要件が第22条第2項に規定されている。国籍や刑罰歴、破産者といった条件に加え、刑罰を受けていなくても生命、財産や公共の安全に対する攻撃行為を行ったものとして警察に登録された場合も欠格要件とされている。また、警備業との兼業の禁止、職業上の資格（qualification professionnelle）を有すること等が要件として規定されている。

特徴として、公共の安全等に対する攻撃行為を行ったものとして警察に登録された者を除外している点が挙げられる。この条件は幅広いものであり、罪を犯した者だけではなく、捜査上名前が挙がっただけの者も除外される。例えば、捜査の過程で自己の所有する車両が不審車両として取り上げられただけで、探偵としての認可が得られなくなる。S.N.A.R.P.によれば、対象が広すぎて問題であるという声が上がっているとのことである。

法律に年齢に関する要件は規定されていない。S.N.A.R.P.によれば成人（16歳）以上の運用となるのではないかとのことであった。

職業資格の詳細を規定するデクレが現在のところ、まだ制定されていないため、資格の有効期間はまだ決まっていないが、一生有効なものとなる見込みである。

尚、資格制度の枠組みは内務省が所管し、資格に関連した教育内容は文部省が所管する。

探偵（個人）としての認可要件

- ・ フランス、欧州連合加盟国、又は欧州経済域に関する合意ある国の国籍を有すること
- ・ 重罪又は軽罪の前科を有しないこと
- ・ 効力を有する国外退去命令又は入国禁止処分の対象者でないこと
- ・ 破産宣告の対象者となったことがないこと
- ・ 不名誉な、破廉恥な、若しくは公序良俗に反する行為、又は人の身体、財産、公の秩序若しくは国家公安に打撃を与える性質の行為を行ったものとして、警察当局が運営する個人情報ファイルに登録されているなどの経歴がないこと
- ・ 警備業務を行っていないこと
- ・ デクレにおいて定める職業上の資格を有すること

出所：Loi No. 83-629 du 12 juillet 1983 第22条第2項

また、第21条第3項で警察官と憲兵隊員は、原則として¹⁰退職後5年間は探偵を行ってはならないと規定されている。これに反して探偵を行った場合には、1年以下の拘禁又は15,000ユーロ以下の罰金が課される。

この規定は、前職（警察官、憲兵隊員）で得た情報やコネクションを利用して探偵業を行わないようにするために設けられた。しかし、S.N.A.R.P.によれば、税関や税務署の職員も同様に前職で得た情報が探偵業に活用できることもあるので、これらの職員に対しても同様の規定を行うべきかどうか、今後、問題となってくるだろうとのことであった。

2)被雇用者としての探偵

探偵事業者に雇用されて探偵となる場合の要件が第23条に規定されている。

被雇用者としての探偵は、個人としての認可（agrément）を取得する必要はないが、職業上の適性（aptitude professionnelle）が認められる必要がある。また、探偵としての雇用に先立って地方長官（パリでは警視總監）に届出（déclaration）しなければならない。

個人としての認可と比較すると、国籍や破産に関する欠格要件が課されていない。また、個人としての認可と同様、職業上の適性を認められる必要がある。職業

¹⁰ 国家警察官及び国家憲兵隊員は、内務大臣又は国防大臣の書面による認可が無い限り、退職後5年間は第20条の定める活動を行ってはならない。

上の適性が認められる条件等については、デクレが制定されていないため、詳細は明らかになっていない。

被雇用者としての探偵となるための要件

- ・ 雇用に先立って地方長官（パリでは警視總監）に届出を行うこと
- ・ 重罪又は軽罪の前科が無いこと
- ・ 効力を有する国外退去命令又は入国禁止処分の対象者でないこと
- ・ 不名誉な、破廉恥な、若しくは公序良俗に反する行為、又は人の身体、財産、公の秩序若しくは国家公安に打撃を与える性質の行為を行ったものとして、警察当局が運営する個人情報ファイルに登録されているなどの経歴がないこと
- ・ デクレに定める方式による職業上の適正が認められること

出所：Loi No. 83-629 du 12 juillet 1983 第23条

3)探偵の資格制度に関連した教育訓練の見通し

先述したように、探偵（個人）に対して資格制度が導入される。その具体的な資格要件は定まっていないが、内務省とともに制度を検討している S.N.A.R.P.によれば、その教育訓練義務は、おおよそ次のようになるものと考えられている。

資格を得るためには最低2年以上の教育訓練が課される予定である。教育は座学によるものであり、プライバシーや肖像権など探偵に関係する法律に関する講義をメインとして行われる。また、行政機関や警察機関に関連した講義も行われる予定である。実技面の教育訓練が含まれるかどうかについては定まっていない。

事業主としての探偵資格と、被雇用者としての探偵資格における教育内容は異なるものと考えられる。事業主としての探偵には、経営等に関する講義も行われる予定である。

教育は文部省の認可を受けた民間教育機関が担うことになると考えられている。既に教育を行っている IFAR は認可を得られる見込みである。

その他、退職警官に対して、IFAR 等による特別な教育を受けさせることについて、現在、内務省と話し合いが行われている。

探偵業の許可

個人としての認可の保持者であることを前提として、事務所毎に個別の許可（autorisation）を取得しなければ探偵業を営むことはできない（第25条）。

許可は、個人事業者は個人事業者登録を行った地方長官、法人の場合には事務所

が所在する地方長官から受けなければならない。パリの場合には地方長官ではなく警視總監から許可を得なければならない。

申請時、個人事業者は住所、個人事業者登録番号を提出する必要がある。法人の場合には、呼称、本社所在地、事務所毎の所在地、設立者、監督者、支配人又は管理者その他被雇用者の氏名、資本金の割合、他の会社による資本参加について記載する必要がある。申請時に提出した情報に変更が生じた場合には、地方長官に対して1ヶ月以内に届出を行う必要がある。

探偵の権限

探偵には一般人以上の権限は付与されていない。一般人と同様、現行犯等の常人逮捕、緊急避難の権限が認められているのみであり、私有財産や身体に対して強制力を発揮することは認められていない(第29条)。

探偵に公的な権限があるかのような混同を生まないために、あらゆる文書や通信には、許可番号と活動が私的な性質のものである旨を記載しなければならないと規定されている。また、いかなる場合であっても許可を受けた探偵事業者又は従業員が、たとえ元公務員又は元軍人であったとしても、そのことを記載してはいけない、とされている。探偵が特別な存在であるかのような印象を与えることが無いような規定がなされている(第27条)。

警察、憲兵隊員による立入監査

また探偵事務所に対する、警察と憲兵隊員による立入監査等が認められている。

警察官、憲兵隊員は、従業員名簿等の関係書類の送付を要求することや、召喚又は立入による聴取を行うことができる。探偵事務所に対しては、探偵事業者の立ち会いのもと、午前8時から午後8時の間立ち入ることができる。業務中であれば上記時間外でも事務所に立ち入ることができる。

罰則規定

修正1983年法では罰則規定が設けられている。

例えば個人事業者としての登録を行わずに探偵業を行ったり、警備業と兼業したり、あるいは事務所の認定を得ずに探偵業を行ったりした場合には、3年以下の拘禁又は45,000ユーロ以下の罰金が課される。

4. 個人情報保護法令による影響

(1) 個人情報保護法令の概要

情報処理・データと自由に関する法律

フランスにおける個人情報保護法は、1978年に制定された「情報処理・データと自由に関する法律（Loi n° 78-17 du 6 Janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés）」である。同法に基づき、個人情報保護を監督する独立行政機関 CNIL（情報処理及び自由に関する国家委員会）が設立されている。

同法は幾度か改正が行われているが、2004年8月に行われた改正により、EU指令 95/46/EC の国内法化を行っている。

同法第6条に基づき、個人情報は以下の原則を満たさなくてはならない。

個人情報の処理の合法性に関する一般規定（第6条）

1. 公正かつ合法的な手段により収集され処理されること
2. 決定的、明示的及び合法的な目的のために収集され、かつ目的と矛盾する方法で後日処理されないこと。
3. 情報収集の目的及び処理される目的に照らして、適切、妥当、過剰でないこと。
4. 正確、完全であること。必要な場合には最新にすること。収集目的や処理の目的に関して不正確もしくは不完全な情報に対しては情報が消去又は修正されるなど、適切な措置を講じること。
5. 情報が収集された目的、又はそれが処理される目的のために必要な期間中、データ対象者の特定が可能な形式で保存すること。

また、原則的にデータの対象者の同意無く個人情報を取り扱うことを禁止している（第7条）。但し、以下の場合には同意を要しない。

個人情報の取り扱いに関してデータ対象者の同意を要しない場合（第7条）

- ・ データ管理者¹¹が従うべき法的義務のために必要な場合
- ・ データ対象者の生命の保護に必要な場合
- ・ 管理者又は受領者¹²が所管する公的サービスの任務遂行に必要な場合
- ・ データ対象者が関与する契約の履行又は契約締結前にデータ対象者の請求により

¹¹ 個人情報の処理の目的及び手段を決定する個人、行政庁、サービス又は組織。

¹² 個人情報の通知を受理する権限を有する関係者以外の全ての者、管理者、下請負人及び同情報の取り扱いを職務上の理由から担当する者。

取られた措置の実施に必要な場合

- ・データ対象者の利益又は権利及び基本的な自由を無視しないことを条件とし、管理者又は受領者が追求する合法的な利益の実現に必要な場合

第8条において「データ対象者が明示的な同意を与えない限り、人種もしくは民族の出身、政治、思想、宗教的な意見又は組合の所属を直接的／間接的に明らかにする個人情報、又はデータ対象者の健康もしくは性生活に関する個人情報を収集、又は処理することを禁止」している。この禁止規定は、医療目的、司法目的等の場合には適用されない。

また、第9条において、違法行為や有罪宣告、検察の措置に関する個人情報については、裁判官管轄当局等の公的機関のみが取り扱えると規定している。

フランス刑法におけるプライバシー関連規定

フランスでは、刑法でプライバシー侵害に関する規定がおかれている。例えば、「秘密又は私的な会話を話者の承諾なしに、傍受、録音、送信すること（刑法 226-1 条第 1 項）」、「承諾無しに私有地内の人物の写真を撮影、録画、送信すること（刑法 226-1 条第 2 項）」は違法とされており、違反した場合には 1 年以下の拘禁又は 45,000 ユーロ以下の罰金が課される。盗聴や同意無く会話を録音すること、室内や私道内にいる人物を勝手に撮影することは違法行為となる。

また、これらの行為による「録音物や画像等を所持、譲渡、公衆又は第三者に公開すること」は違法（刑法 226-2 条）とされており、違反した場合には 1 年以下の拘禁又は 45,000 ユーロ以下の罰金が課される。

その他、刑法 226-13 条において、職業上の秘密保持に関する規定がなされており、「職務上知り得た秘密の暴露」は違法であり、1 年以下の拘禁又は 15,000 ユーロ以下の罰金が課される。

(2)個人情報保護法令の影響

情報処理・データと自由に関する法律において、探偵に関する特別な規定や明示的な除外規定はなされていないことから、規制は適用されるものと考えられる。

しかしながら、刑法により、同意無く会話を録音したり盗聴したりすることや、同意無く私有地内の人物の写真を撮ることが禁止されていることもあって、情報処理・データと自由に関する法律が業務遂行上、大きな影響を与えるものとはなっていない

ようである。

インタビュー調査においても、業界団体、探偵事業者ともに個人情報保護法令による探偵業への影響は全くないと考えられている。フランスにおける個人情報保護法が念頭に置いているのは、病院や航空会社などの大量の個人情報を保有している大企業であり、探偵事業者への適用は想定されていないものと考えられている。

ただし、リスク管理の観点から調査終了時点で全ての関係資料を破棄している探偵事業者もある。

5 . 業界の課題

悪質な業者の排除とイメージ向上

これまでは、フランス人であれば地方長官庁に届出をするだけで、誰でも探偵とすることができた。教育の義務付けもされず、届出に際して税登録や年金・社会保険等への加入等を調べるプロセスが無いことから、十分な知識の無い者や信用に欠ける者でも探偵と名乗ることが可能であった。さらにこうした登録を行わずに探偵と名乗っている者もある。

こうした悪質な業者がトラブルを引き起こすことが多く、また、こうした事件が報道されることによって、社会における探偵のイメージが損なわれている。

改正 1983 年法による探偵業への規制強化によって、悪質な業者が排除され、探偵業が真面目な仕事を行っている職業であることが、広く認知されていくことが重要と考えられている。

警察の持つデータベースへのアクセス

現在、警察が所有するデータベースに探偵がアクセスすることは認められていない。そのため、自動車の所有者を割り出すためには、元警察官のインフォーマルなネットワークを利用しなければならないなど、非効率な面がある。業界では、自動車登録データベースなど、一部について探偵によるアクセスを認めるよう要望しているが、現状では拒否されている。

このような探偵の権限拡大が認められるためには、悪質な業者を排除するとともに、高い職業倫理を保って業務にあたっていくことが重要と考えられている。

欧州レベルでの探偵に関する統一規制

業界団体としては、探偵に関する法規制を他の欧州諸国と統一することを目指している。探偵として負うべき義務や権限を共通にした欧州レベルの共通探偵法を制定することにより、探偵資格の相互認証や国際的な業務協力が行いやすくなる。

しかしながら、現状では国毎に規制状況が異なるため、実現は難しい。